国債規則の一部を改正する省令

国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第四十条ノ二**　登録国債ニ付テ信託ノ登録ヲ請求セムトスル者ハ第二十七条乃至第三十条ノ規定ニ依ルノ外当該規定ニ依リ取扱店ニ提出スル書面ニ信託ノ登録ヲ請求スル旨ヲ記載シ受託者（信託行為（信託法（平成十八年法律第百八号）第二条第二項第三号ニ定ムルモノヲ除ク）ニ依リテ信託財産ニ属スルコトトサレタル登録国債ノ信託ノ登録ヲ請求セムトスルトキハ委託者及受託者次項ニ於テ同ジ）本人確認書類ヲ提示シ且左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ<br>［一～六　略］<br>七　公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号ニ規定スル公益信託デアルトキハ其ノ旨<br>［八～十一　略］<br>［②～④　略］ | **第四十条ノ二**　登録国債ニ付テ信託ノ登録ヲ請求セムトスル者ハ第二十七条乃至第三十条ノ規定ニ依ルノ外当該規定ニ依リ取扱店ニ提出スル書面ニ信託ノ登録ヲ請求スル旨ヲ記載シ受託者（信託行為（信託法（平成十八年法律第百八号）第二条第二項第三号ニ定ムルモノヲ除ク）ニ依リテ信託財産ニ属スルコトトサレタル登録国債ノ信託ノ登録ヲ請求セムトスルトキハ委託者及受託者次項ニ於テ同ジ）本人確認書類ヲ提示シ且左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ<br>［一～六　同上］<br>七　公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条ニ規定スル公益信託デアルトキハ其ノ旨<br>［八～十一　同上］<br>［②～④　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

この省令は、公益信託に関する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

## 規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年十二月十七日

人事院総裁　川本　裕子

**人事院規則一七―〇―一五一**

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表総務省の部内部部局の項中「番号企画室長」を「電気通信設備エンジニア室長　番号企画室長」に改める。

別表文部科学省の部内部部局の項中「教員免許・研修企画室長」を削り、「教育財政室長　教員免許・研修企画室長」に改める。

別表農林水産省の部内部部局の項中「ファイナンス室長」を「食料システム連携推進室長　ファイナンス室長」に、「肥料調整官」を「肥料調整官　有機農業推進調整官」に改める。

別表備考第一項中「令和七年八月三十一日」を「令和七年十一月三十日」に改める。

**附　則**

この規則は、公布の日から施行する。

# 法規的告示

**○内閣府告示第百三十六号**

災害対策基本法第二条第三号の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関の件（平成十二年総理府告示第六十二号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十二月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

「こども家庭庁」を「こども家庭庁　デジタル庁」に改める。

**○財務省告示第三百三十号**

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（令和七年一月財務省告示第三号）の一部を次のように改正し、令和八年一月一日から適用する。

令和七年十二月十七日

財務大臣　片山さつき

七十八を削り、七十九を七十八とし、八十から百四十までを一ずつ繰り上げる。

**○厚生労働省告示第三百十二号**

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第五条第三項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正し、令和七年七月三十一日以後に解散した公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「存続厚生年金基金」という。）について適用する。ただし、同月三十日以前に存続厚生年金基金が解散した場合における同法附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出については、なお従前の例による。

令和七年十二月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 別表第一 | 別表第一 |
| （略）　（略） | （略）　（略） |
| 令和七年度（同年度の七月から九月までの期間に限る。）　年二十三・九八パーセント | （新設）　（新設） |

**○農林水産省告示第千九百六号**

特定水産資源の採捕の停止に関する省令（令和二年農林水産省令第六十九号）第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第千九百八十二号）別紙2―47に規定するながすくじら母船式捕鯨業におけるながすくじらの漁獲量の総量が当該大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きく、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十三条第一項第一号に掲げる場合に該当すると認める。